

平成4年11月25日(1992年) No.869

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

12月9日は「障害者の日」

1975年12月9日に国連で「障害者の権利宣言」が採択されたのを記念して、国際障害者年である1981年にこの日を「障害者の日」とすることが政府によって定められました。

資源保護のため、再生紙を使用しています。

# みんなで守る みんなの

# 八権

私たちには、誰もが自由を安心して暮らす、幸せに生きていけると願っています。そして、それは自分だけではなくことであります。一人ひとりの権が守られて、初めて幸せがわからえるのではないかでしょう。

世界に目を向けてみれば、戦争・内戦状態で、命の安全も保障されていない人がいます。人種による差別も、残念ながら残っています。

国内においても、出身等によつて、結婚や就職などの人生の基本的な部分で、差別を受けた

社会参加ができないいる人もいます。

昭和23年12月10日に国連において、そうした人々の痛いところも早く世界からなくなることを期待して、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言(抜粋)

第一条 すべての人間は、生まねながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられ、互いに同胞の精神をもつて行動しなければ

ならない。

第二条 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位また

はこれに類するいかなる事由による差別も、残念ながら残っています。

このことを記念して、毎年12月10日を「人権デー」、12月4日から10日を「人権週間」として、人権の大切さについて、日々

にも増して考えることを呼びかけています。

人権のいくつかのテーマについて特集しました。これらを参考にして、身近な人権の問題について、より良い未来のために何が必要か、家庭や職場で考えていただけます。

(4・5面に関連記事があります)



## 人権週間 12/4~10

法務省・全国人権委員会連合会  
東京法務局・東京都人権擁護委員会

平成4年度全国人権作文コンクール東京都大会応募作品

### 「差別について」

朝日中学校一年 清水宏美

### 今、人権から女と男、子どもとおとな

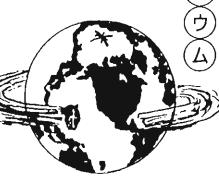
人権週間記念講演会(保育付)



口メトロボリタンプラザ10階  
◇講師:作家 落合恵子氏(△費順) ◇保育:3歳児以上(申込未時に予約してください。3歳未満の場合はご相談ください)  
申込み、詳細:エボック10(男女平等推進センター) ☎5954-1015

明治大学英米文学科卒業。文化放送アナウンサーを経て、作家活動に。東京・青山、大阪にて活動。月刊「子ども」、「音楽広場」発行人。「偶然の家族」(中央公論社)、「女と男」(毎日新聞社)、「あなたの庭では遊ばない」(講談社)など、著書多数。

### 国際化時代と人権 → 同和問題の早期解決に向けて



世界を挙げて人権問題が強調されている今日において、日本人の人の意識が国際的にも注目を浴びています。

このような中で、我が国においては、身分差別を根底にした問題がまだ残されています。

そこで、その早期解決のため

日本個人の意識が国際的に

も注目を浴びています。

このように、我が国に

おいては、身分差別を根底に

した問題がまだ残され

ており、その早期解決のため

も注目を浴びています。

このように、我が国に

おいては、身分差別を根底に

した問題がまだ残され

ており、その早期解決のため

も注目を浴びています。

このように、我が国に

おいては、身分差別を根底に

した問題がまだ残され

ており、その早期解決のため

も注目を浴びています。

このように、我が国に

おいては、身分差別を根底に

した問題がまだ残され

おり、その早期解決のため

も注目を浴びています。

このように、我が国に

おいては、身分差別を根底に

</



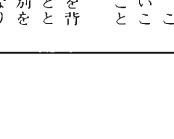
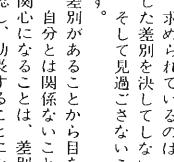
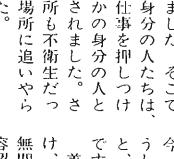
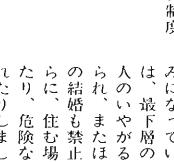
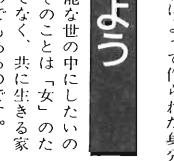
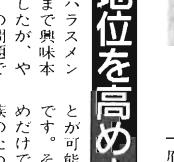
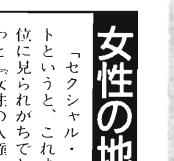




# 共に考える明るい社会 人・権・週

「人権」とは人間である以上当然に持っている権利であり、誰にも侵すことのできないものであります。そして、みんなが幸せに生きていくために欠かせないものです。

しかし、現実には女性だから、障害者だから、



第57条（基本的人権の本質）

これを利用する責任を負ふ。  
第13条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）  
すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

権利が侵害されたとき、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来に對し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

これが、江戸時代に徳川幕府によって作られた身分制度

にはどうしようもないことで、その人を苦しめる間違った考

えが原因になってしまいます。つまり、それが生まれた農民たちの不満から自分たちがそらすために一層低い身分差別をされた地域であると

いうだけで、差別される理由は何もないことは明らかです。

ところで、同和問題はなぜ存在するのでしょうか。

これは、江戸時代に徳川幕府によって作られた身分制度

の人々を支配するために「七

農工商」という身分制度を作り、自分とは関係ないことを

やめただけで、差別されること

が、同和問題だつたのです。

身分制度は、生まれによつ

て人生のすべてが決まる仕組

みになつてしまつた。そこで、

最も下層の身分の人たちは、

から強制的に住まわされた所

を作りだしたのです。この

とされたのを契機としていま

す。こうした同和問題が間違つた

て、それを解くこと

が、同和問題だつたのです。

このように、身分制度

が、同和問題だつたのです。





